

発議第 1 号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

提出者 和歌山市議会議員

北 野 均

宇治田 清 治

岩 井 弘 次

姫 田 高 宏

山 本 忠 相

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第2項中「特別委員」を「特別委員会の委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の委員の任期は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間とする。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。